

公安委員会定例会議の開催概要

第1 日時

令和2年10月7日午後1時00分～午後5時50分までの間

第2 公安委員会委員長の再任について

委員の互選により、井上公安委員会委員長が、10月7日付けで再任された。

第3 全体会議

1 審議事項

なし

2 報告事項

(1) 銃刀法違反（拳銃所持）事件の検挙について

捜査第四課が、浪速警察署と合同で、標記の事件につき、10月5日までに被疑者2人を検挙した旨の報告があった。

(2) 「令和2年秋の全国交通安全運動」の取組結果について

9月21日から9月30日までの10日間に実施された「令和2年秋の全国交通安全運動」の取組結果について報告があった。

【委員発言要旨】

○ 新型コロナウイルスの情勢下においても様々な取組を行い、成果が上がっていると認識している。例年、年末に向けての時期は、交通事故が多発することから、更なる交通死亡事故抑止対策に努めるとともに、悪質なひき逃げ事案に対する検挙活動にも尽力いただきたい。

第4 個別会議

1 決裁事項

(1) 運転免許取消対象事案について

運転免許取消対象事案について、審議の結果、58件の行政処分を決定した。

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく本聴聞結果及び行政処分の決定について

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づき、行政処分1件について、風俗営業の取消し及び飲食店営業の停止（期間6月）を決定した。

(3) 犯罪被害者等給付金の支給裁定について

殺人事件に係る遺族給付金の支給裁定申請1件について、審議の結果、犯罪被害者等給付金を支給する旨の裁定を行った。

(4) 不服申立てに対する裁決について

運転免許取消処分の取消しを求めた審査請求事案3件について、審議の結果、当該各処分は道路交通法施行令の基準に従い適正に行ったものであることから、いずれも棄却とした。

- (5) 「銃砲刀剣類所持等取締法に基づく報告徴収及び立入検査の実施に関する規程」(大阪府公安委員会規程)の一部改正について
「銃砲刀剣類所持等取締法に基づく報告徴収及び立入検査の実施に関する規程」(大阪府公安委員会規程)の一部を改正したい旨の上申があり、可として決裁した。
- (6) 「大阪府金属くず営業条例施行規則」(大阪府公安委員会規則)等の一部改正について
「大阪府金属くず営業条例施行規則」(大阪府公安委員会規則)等の一部を改正したい旨の上申があり、可として決裁した。
- (7) 「大阪府公安委員会公印規則」の一部改正について
「大阪府公安委員会公印規則」の一部を改正したい旨の上申があり、可として決裁した。
- (8) 意見要望の受理等について
ア 苦情1件について調査結果の報告があり、審議の結果、回答文を決定した。
イ 苦情2件について受理報告があり、審議の結果、事実調査を指示した。
ウ 意見要望13件について受理報告があり、審議の結果、それぞれ処理方針を決定した。

2 報告事項

- (1) 監察案件について
監察案件について報告があった。
- (2) 大阪府青少年健全育成条例(クロスボウを有害玩具刃物類に指定)について
大阪府においてクロスボウを青少年健全育成条例に基づき、有害玩具刃物類として指定する旨の報告があった。
- (3) 阪神高速リニューアル工事に伴う交通対策について
阪神高速1号環状線(南行)等のリニューアル工事に伴い、終日通行止めが実施されることから「交通情報板、横断幕等による抑制広報の実施」、「追突防止を目的とした高速道路上への後尾警戒車の配置」等の交通対策を実施する旨の報告があった。
- (4) 集団示威運動等に係る専決事務の処理状況について
9月23日から9月27日までの間に受理した集団示威運動等の許可申請に係る専決事務の処理状況について報告があった。

以 上

